

審査基準整理票

処 分 名	確認済証の再交付		
根拠法令名	大津市理容師法施行細則 (平成21年規則第33号)	(条項) 第4条第1項	
基準法令名	大津市理容師法施行細則 (平成21年規則第33号)	(条項) 第4条第1項、第2項	
所管部署	健康保険部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標準処理期間	7日	法定処理期間	—
【審査基準】	・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
[確認済証の再交付基準]	確認済証の再交付については、大津市理容師法施行細則第4条第1項に規定する「確認済証を破損し、汚損し、又は亡失したとき」に該当することを基準とする。		
策定年月日		最終改正年月日	

参考

[根拠法令]

《大津市理容師法施行細則》
(確認済証の再交付)

第4条 開設者は、確認済証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、理容所検査確認済証再交付申請書(様式第6号)を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

[基準法令]

《大津市理容師法施行細則》
(確認済証の再交付)

第4条 開設者は、確認済証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、理容所検査確認済証再交付申請書(様式第6号)を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 前項の申請書には、確認済証を添付しなければならない。ただし、確認済証を亡失した場合は、この限りでない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。